

令和3年4月定例総会 (令和3年4月30日)

## 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和3年4月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月30日(金) 午前10時00分～10時30分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (19人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤 作栄
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (1人)

委員	6番	坂井 祐一
----	----	-------

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第15号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第13号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
第 4	議案第14号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	部会報告 農政振興部会報告 編集委員会報告
第 6	報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について 地法第5条転用届出に関する受理について 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ

いて

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理に  
ついて

6. 出席事務局職員

事務局 長

次 長

農地係 長

佐久間 清

島 貫 徹

浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年4月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、6番 坂井 祐一委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年3月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、1番 渡部 圭子 委員、2番 山岸 洋子 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2 追加議案第15号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第13号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、を一括議題といたします。</p> <p>議案第15号及び第13号については、4月26日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第15号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区岡新田 以下記載のとおり 譲受人 北区岡新田 以下記載のとおり</p>

譲渡人 北区岡新田 以下記載のとおり  
地目及び面積 田2筆 135平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 70万円  
通作距離 1キロメートル  
譲受人の農業従事者数 3人  
譲受人の経営面積 3,615.43アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人は高齢のため離農することになり、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区新崎 以下記載のとおり  
譲受人 北区新崎 以下記載のとおり  
譲渡人 横浜市金沢区 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 446平方メートル  
契約内容 売買  
10アール当り対価 20万円  
通作距離 20メートル  
譲受人の農業従事者数 2人  
譲受人の経営面積 479.75アール  
地域区分 農用地区域

譲渡人は相続で申請地を取得しましたが、遠方に住んでおり、耕作ができないため、規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第13号、事業計画変更申請に関する処分決定について説明します。

申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区新富町 以下記載のとおり  
当初計画者 北区島見町 株式会社 オークラ総業  
地目及び面積 畑8筆

	<p>7,635平方メートルの内、6,208平方メートル 許可年月日及び許可番号 令和2年5月15日 新北区農委指令第9号 事業計画変更事項及び転用内容 期間の延長で、変更前、令和2年5月15日から令和3年5月14日までを、変更後、令和2年5月15日から令和5年5月14日にするものです</p> <p>転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は山砂を採取するため一時転用を申請しましたが、今年の大雪で砂の採取が遅くなったこと。大雪で建設業者の工事が遅れたこと。新型コロナウイルスの影響で事業が縮小したこと。などの理由で期間を延長するため申請に至ったとのことでした。</p> <p>委員から、申請地は風が強いと砂が飛ぶ。飛砂の対策をお願いしたいがいかかとの質問に、飛砂の被害があったので、地元の農家組合長と相談して申請地の法面に防風ネットを設置した。工事の進捗に合わせて防風ネットを増やしていきたいとのことでした。また、転用地の周辺は中学生の通学路になっている。ダンプなどの通行には十分気を付けてもらいたいとの指導がありました。</p> <p>申請地は農振農用地及び第1種農地ですが、山砂採取の一時転用の延長であり、事業期間が3年以内の延長であるため許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、日程第2 追加議案第15号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、及び日程第3 議案第13号 事業計画変更承認申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p>

議 長

次に、日程第4、議案第14号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

議案第14号については、4月22日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。

農政振興部会長

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。

議案第14号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本日の配布資料3ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。

① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で、33件、181,030平方メートルです。② 農地中間管理権設定は12件、113,985平方メートルです。④ 所有権移転は3件、5,337平方メートルです。⑤ 利用権移転は5件、11,045平方メートルです。

はじめに、利用権設定の申請案件の説明をいたします。定例総会 議案書2ページから8ページをご覧ください。利用権設定の新規、33件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書9ページをご覧ください。

所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番 売買です。

譲渡人が後継者がいないため、賃貸していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番です。

譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

次に、議案書10ページをご覧ください。利用権移転の申請

	<p>案件についてご説明申し上げます。</p> <p>番号1番から5番は、旧借受人が規模縮小のため、新しい借受人に利用権を移転するものです。</p> <p>次に、議案書11ページから13ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。</p> <p>中間管理機構への貸付けを行う12件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付けを行うもので、経営転換協力金の申請者は4名です。</p> <p>申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p>
	<p>これより、採決いたします。</p>
	<p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
	<p>「異議なし」と認めます。</p>
	<p>よって、議案第14号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p>
	<p>次に、日程第5 部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p>
	<p>4月22日に、農政振興部会を開催し、審議を願っております。</p>

農政振興部会長	<p>すので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p> <p>それでは、農政振興部会報告をいたします。 本日の配布資料2ページをお開きください。 先程ご審議いただきました、議案第14号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、利用権設定33件、農地中間管理権12件、所有権移転3件、利用権移転5件を審議しました。 主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。 皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、編集委員会報告を議題とします。 4月22日に編集委員会を開催し、審議を願っておりますので、編集委員長の農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>令和3年4月22日の農政振興部会終了後、区役所3階301会議室で、令和3年度編集方針をはじめ、今年度の年間紙面構成や、8月10日発行の農業委員会だより第44号の紙面構成等について編集委員会を開催いたしました。</p> <p>編集方針については、引き続き各地区より1名の農業委員が編集委員となり、5名体制で編集発行を行います。</p> <p>令和3年度の年間紙面構成については、表紙のテーマは北区の農業法人に決まりました。</p> <p>第44号(8月10日発行)は「濁川生産組合」、第45号(11月10日発行)は「ファーム岡方」、第46号(3月1</p>

	<p>0日発行)は「曾我農園」に決まりました。</p> <p>編集後記は、此村委員、坂井委員、佐藤作栄委員の順に依頼することにいたしました。</p> <p>第44号の紙面構成については、表紙は濁川生産組合に依頼することにいたしました。</p> <p>2ページから3ページについては、「令和3年度北区農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画、4ページは、農業委員・推進委員の募集について、5ページは、農業委員会の統合について、に決まりました。6ページは、農業委員会活動、全国農業新聞・農業者年金のお知らせ、編集後記等に決まりました。</p> <p>原稿の締切日については、5月24日といたしました。</p> <p>発行回数については年度内に3回発行し、発行日は8月・11月・3月の10日発行、発行部数についてはA4版6ページ、4,600部といたしました。</p> <p>編集委員会は第44号が4月、第45号が8月、第46号が12月の農政振興部会終了後に開催することといたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、編集委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、編集委員会報告は、編集委員長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第6 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書 20ページから25ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第4条転用届出に関する受理について、1件専決処分しました。</p>

議 長	<p>次に、農地法第5条転用届出に関する受理について、5件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、11件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、4件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、8件専決処分しました</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年4月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時30分</p>
-----	--

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 渡部 圭子

委員 山岸 洋子